

2021年2月9日

**高等法院が2021年2月20日を効力発生日とする「第7編移転」を承認
(Part VII transfer effective 20 February 2021 approved by high court)**

2021年1月29日におけるイングランドおよびウェールズ高等法院の審理において、2000年金融サービス・市場法第7編に基づいてブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュランス・アソシエーション・リミテッド(「ブリタニヤ」)の全事業をブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュランス・アソシエーション・ヨーロッパ(「ブリタニヤ・ヨーロッパ」)に譲渡すること(「本譲渡」)の命令を求めるブリタニヤの申請が、同裁判所により承認されたことをお知らせいたします。また、ブリタニヤは、2021年2月20日に効力が発生する本譲渡を実施するために必要な規制上の承認、または異議の無いことの確認、を全て取得しています。本譲渡には、ブリタニヤが引き受けている全ての保険契約が含まれていますが、ブリタニヤ日本支店を通じて契約されたものは除かれます。これらの保険契約は後日譲渡されます。

ブリタニヤおよびブリタニヤ・ヨーロッパは、ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュランス・アソシエーション・ホールディングス・リミテッド(「ブリタニヤ・ホールディングス」)の従属会社であり、総称して「ブリタニヤP&I」と言います。

本譲渡により、今後、ブリタニヤP&Iと規制当局との関係が分かりやすくなるだけでなく、シンプルな企業構造となります。さらに、本譲渡は、全メンバーに対してサービスの継続性を保証するものであり、また、メンバーとブリタニヤP&Iとの関係に実質的な変更はありません。

その他の情報は、ブリタニヤのウェブサイトにおける[Britannia Part VII Transfer](#)のセクションをご覧ください。ご質問がある場合は担当者にお問い合わせください。

以上
(翻訳)ブリタニヤP&Iクラブ日本支店

本 Circular はすべて英語版の日本語訳です。日本語訳と英語版の間に齟齬がある場合は英語版の内容を優先下さるようお願い申し上げます。